**暮らし**

**3 月11日に黙とうの呼びかけを行います**

　県では、東日本大震災で亡くなった人に追悼の意を表し、震災からの復興を誓う日として、3 月11日を「みやぎ鎮魂の日」と定めました。

　震災から10年となる、みやぎ鎮魂の日を迎えるにあたり、各地域の防災行政無線を通じて、市民の皆さんに黙とうの呼びかけを行います。

　心をひとつに、黙とうを捧げましょう。

放送時間　3 月11日木曜日　14時45分

放送範囲　市内全域

放送方法　デジタル防災行政無線で呼びかけ

問い合わせ 政策課政策企画担当 23-2129

**水道の使用開始・休止の手続きはお早めに**

　引っ越しなどで水道の使用を開始・休止するときは土曜・日曜日、祝日を除く3～5日前までに電話で連絡、または窓口で手続きをお願いします。

※開始・休止の時間指定はできませんので、ご注意ください。

問い合わせ 大崎水道サービス株式会社お客様 センター　0120-366-171

**軽自動車の手続きを忘れていませんか**

　軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に課税します。軽自動車や二輪車、小型特殊自動車（農機具など）を使わなくなった場合は速やかに手続きをしてください。

　他人に譲渡したり、所有者が亡くなった場合も同様に手続きが必要です。使用していない、車検を受けていない車両であっても課税の対象になります。

　3月は名義変更や廃車などの手続きが集中するため、窓口が混み合います。早めに手続きを行ってください。

※車両の種類ごとに手続き先が異なります。詳しくは市のウェブサイトで確認してください。

問い合わせ 税務課市民税担当 23-2148

|  |  |
| --- | --- |
| **車両** | **手続き先** |
| 原動機付自転車（50cc、90cc、125cc）、ミニカーおよび小型特殊自動車（農機具など） | 納税課（23-5148）  各総合支所市民福祉課 |
| 二輪（125cc超250cc以下）、二輪小型自動車（250㏄超） | 東北運輸局宮城運輸支局  （050-5540-2011） |
| 三輪、四輪軽自動車 | 軽自動車検査協会宮城主管事務所  （050-3816-1830） |

**窓口でのマイナンバーカード申請受け付けを休止します**

　住民異動が多くなる3月から4月は窓口の混雑が予想されることから、下記期間中は市民課や各総合支所市民福祉課の窓口でのマイナンバーカードの申請受け付けを休止します。

　期間中の申請方法については、自宅に郵送されている申請書を使用し、郵送やパソコン、スマートフォンにより申請ができます。申請書をお持ちでない人は郵送にて申請書を送付します。

窓口での申請受付休止期間　3 月28日日曜日～4月9日金曜日

※マイナンバーカードの受け取り・更新については期間中も実施しますが、期間中はなるべく来庁の自粛をお願いします。

問い合わせ 市民課住民記録担当 23-6079

**マイナポイント事業が延長されました**

　民間キャッシュレス決済サービスでのチャージや買い物に応じてポイントが付与される、マイナポイント事業の申し込み期間が延長されました。

　マイナポイントの申し込みは、スマートフォンやパソコンから可能です。

市では、専用端末を設置していますので活用ください。

設置期間　9 月30日木曜日まで

設置場所　市政情報課、各総合支所市民福祉課

対象　3月31日水曜日までにマイナンバーカードの交付申請を行い、キャッシュレス決済サービスを利用している人

必要なもの　マイナンバーカード、利用者電子証明書の4 ケタの暗証番号

※決済サービスにより必要なものが異なります。詳しくは総務省ウェブサイトを確認してください。

問い合わせ 市政情報課情報システム担当 23-5091

**公式ウェブサイトを一新しました**

　市の公式ウェブサイトが2月26日から新しくなりました。スマートフォンなどに対応し、見やすく検索性が向上しています。ぜひご覧ください。

問い合わせ 秘書広報課広報広聴担当 23-5023

**証明書の申請は郵送・コンビニで、転出届の申請は郵送でできます**

　窓口に来庁することなく、証明書の申請は郵送またはコンビニエンスストアで、転出届は郵送で申請することができます。

**郵送による証明書の申請**

郵送で申請できる証明書　住民票、戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本、改正原戸籍謄本・抄本、身分証明書、戸籍の附票

郵送申請に必要なもの　郵送申請書、料金分の定額小為替（郵便局発行）、返信用封筒（返信先は住民票を置いている住所地）、本人確認書類のコピー（運転免許証など住所が確認できるもの）

※関係戸籍が必要な場合もあります。

※郵送申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

**コンビニ交付サービス**

　マイナンバーカード、住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニなどに設置されている多機能端末機（マルチコピー機）で証明書が取得できます。

※サービスの利用には、利用者電子証明書が搭載されたマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード、4ケタの暗証番号の入力が必要です。

コンビニ交付サービス利用可能店舗

　セブン- イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテール（株）、日本郵政（株）

**郵送による転出届の申請**

　既に他市町村に引っ越ししている人を対象に、郵送による転出届を受け付けていますが、当分の間はまだ引っ越しをしない人でも、転出することが確定している場合には、郵送による転出届を受け付けます。

郵送申請に必要なもの　郵送による転出届、返信用封筒（現在お住まいの住所を記入し、84円切手貼付）、本人確認書類のコピー、国民健康保険証、印鑑登録証など市から発行されているもの、以上のものを同封

※郵送による転出届出書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

郵送申請先　989-6188 大崎市古川七日町1番1号

証明書申請の場合　民生部市民課窓口担当

転出届申請の場合　民生部市民課住民記録担当

問い合わせ 市民課窓口担当・住民記録担当　23-6079

**国民健康保険（国保）の資格変更はありませんか**

就職や引っ越しなどで国民健康保険に加入や脱退する人は、14日以内に手続きが必要です。手続きが遅れると、医療費が全額自己負担になる場合や、国民健康保険税と社会保険料を二重に納める可能性があります。

　届け出は本人、同一世帯の人、または本人からの委任状を持参できる人が行えます。なお、届け出に来た人の本人確認を行いますので、運転免許証などを持参してください。

**社会保険を喪失した人の健康保険について**　次のいずれかの公的医療保険に加入してください。

❶任意継続被保険者制度　社会保険などに2カ月以上継続して加入していた人は、最長で2年間継続して加入することができます。資格の喪失後20日以内に手続きが必要です。詳しくは本人の勤務先に確認してください。

❷家族の社会保険など　家族の社会保険の扶養に入ることができる場合があります。詳しくは家族の勤務先に確認してください。

❸国民健康保険　市民課または各総合支所市民福祉課で手続きを行ってください。

|  |  |
| --- | --- |
| 手続きの事例 | 必要なもの |
| 勤務先の健康保険を脱退したため、国保に加入したい | 資格喪失連絡票や社保離脱証明書、国保に加入する人の個人番号 |
| 勤務先の健康保険に加入するため、国保を脱退したい | 国保被保険者証、勤務先の健康保険証、国保を脱退する人の個人番号 |
| 国保に加入している人が、住所・氏名の変更や世帯分離・合併した | 国保被保険者証、世帯主が変更・分離・合併する場合は世帯全員の国保被保険者証、変更する人の個人番号 |

問い合わせ　保険給付課国民健康保険担当　23-6051